

Title	江戸瀬戸物問屋仲間の規定 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.6 (1947. 6) ,p.345(39)- 352(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19470601-0039
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470601-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

してはならない。何れにしても幕本マニフアクチュア研究は、未だ方法的域を脱せず、正しい方法に基く實證的研究が今後に期待されねばならない。

江戸瀬戸物問屋仲間の規定

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

問屋仲間が生産地又は生産者から商品の荷受けをし、これをその仲間全體に割あてたり、又仲間組合が全體として資金の融通をしたりすることは、比較的仲間組合の團結の鞏固なものに限られてゐたやうである。一般に問屋は個々に商品を仕入れてゐたものが多いやうである。然るに江戸の瀬戸物問屋仲間においては購入した商品を問屋仲間全體に市賣する規定がある。イギリスのギルドにおける仲間販賣義務に似たところがあるので、甚だ興味多く感じたから、以下少しく江戸瀬戸物問屋に関する資料を紹介する。

江戸の瀬戸物問屋が何時から仲間組合を作つたかは明かでない。日本橋に瀬戸物町といふ町名があつた。今は

本町と室町とに分割編入されてしまつたが、江戸の初期に尾張國瀬戸村より出る磁器を賣り始めた商人の店があつたことから、この名稱が出来たといひ傳えてゐる。東國では瀬戸物といふ名稱がすべての磁器に使用されてゐるから、早くから江戸へ瀬戸物が進出してゐたことは明かである。しかし瀬戸物町にそれらの商人が軒を並べてゐたかどうかは疑問である。少くとも江戸末期には一軒の瀬戸物問屋もその地に存在してゐなかつたやうである。

瀬戸物問屋の名稱は少くとも享保の頃から見えてゐるが、寛政四子年八月町年寄申立に河岸下組焼物店組として瀬戸物を取扱ふ者三十二人と記してゐる。文文化六巳

江戸瀬戸物問屋仲間の規定

年六月の大阪菱垣船積諸商賣問屋惣仲御國恩永代上ヶ
金之定には瀬戸物問屋三十五家とある。(以上「新修日本
橋區史」上巻より引用)。

今こゝに紹介せんとする文化七午年、同十二亥年七
月・十二月・文政二卯年の四種の文書にあらはれてゐる
瀬戸物問屋の屋號名稱を示すと、次ぎの如き變化を示し
てゐる。○印はその年の記録に存在した者を示す。數字
及び△印は後に説明する。

所屬組 名 稱	文化七年	文化十二年	同十二年	文政二年
元組 柏屋庄兵衛	○	○	○	○
長崎屋吉右衛門	○	11491.5	○	○
大和屋治助	○	4410	○	○
松本屋藤七	○	2916	○	○
瀬屋藤兵衛	○	○	○	○
伊勢屋三郎兵衛	○	10921	○	○
長谷川屋孫八	○	孫兵衛改 5937	○	○
坂本屋三右衛門	○	ナシ	○	○
坂本屋平八	○	ナシ	○	△
北組				
住吉屋平藏	○	27146.5	○	○
三木屋源七	○	ナシ	○	○
坂本屋仁兵衛	○	ナシ	○	○
中澤屋藤兵衛	○	15419.5	○	○
今利屋五郎兵衛	○	7977	○	○
松屋治兵衛	○	14822.5	○	○
松本屋喜兵衛	○	4736	○	○
尾張屋嘉左衛門	○	3798	○	○
松坂屋長右衛門	○	3340	○	○
伏見屋九右衛門	○	1224	○	○
河内屋利助	○	2062.5	○	○
近江屋平右衛門	○	2617.5	○	○
伊勢屋宇兵衛	○	17852	○	○
菱屋鐵三郎	○	2769.5	○	○
豊田屋清藏	○	ナシ	○	○
角谷屋善古衛門	○	34946.5	○	○
桑宿屋市十郎	○	9791.5	○	○
南組				

今利屋 嘉兵衛	○	8082	○	○
今利屋 利兵衛	○	3260	○	○
西村屋 勘兵衛	○	10339	○	○
油屋 源八	○	ナシ	○	○
内神屋 宗吉	○	783.5	○	○
三河屋 金右衛門	○	33754.5	○	○
内田屋 清右衛門	○	13293	○	○
紀州住宅 三付	○	15628.5	○	○
玉川屋 卯兵衛	○	1576	○	○
鮫屋 伊兵衛	○	1440	○	○
大文字屋 治兵衛	○	ナシ	○	○
豊嶋屋 鐵五郎	○	ナシ	○	○
元組 川越屋 源左衛門	○	14775	○	○
合 計	三七名	二九名	一八名	外三 庄千代 安共二 名

勿論これらの文書のうちには、必ずしも全部の仲間が
署名してゐるとは限らないものもある。例へば第二、第
四のもの如きは後に述ぶるが如き性質のものであるか

江戸瀬戸物問屋仲間の規定

ら、不確實といへよう。しかし大體において瀬戸物問屋
は文化七年の五十七名を最多として以下減少したもの
考へられる。永い間を考へれば、恐らく多くの出入があ
つたものと見られる。第四の文書は柏屋庄兵衛を柏庄と
いふやうに記してゐるので、三庄、千代安に該當するも
のを發見し得ないが、恐らく新加入者ではなからうか、
もしそれを新加入者とするれば、文化七年から文政二年ま
での十年間に少くとも三軒の新加入者をみたことにな
る。

そこで最初に市販賣のことに關する資料を紹介する。
文化七年九月仲間連印の上、次ぎの如き規定を作つた。
一 紀州様御産物ニ被仰付候由之瀬戸物之儀は、坂本
屋三右衛門殿方ニ而市賣致可申事
一 肥前・筑前其外旅人買積荷物之儀は、仲間中江差し
出し年行事方ニ而市賣致シ可申事
右之通以來兩市ニ相定候ニ付、双方申合、市賣日限等
突合不申候様取斗、仲間一統陸敷立合可申候所、仍
如件

第一の市は紀州産のもので、特に紀州藩から藩管商業に依つて廻送されるものであり、第二のものは一般賣込人から購入する商品の市を意味するのであらう。旅人といふ用語は他國の賣込商人又は生産者を指すもので、當時一般に使用されてゐたやうである。肥前・筑前が特に擧げられてゐるところをみると、この地方のものが最も多かつたのであらう。かゝる賣込人から個人が勝手に購入するを許さず、買入れた商品はこれを「仲間中江差出し、年行事方にて市賣」するといふ制度は、ギルドにおいて購入した商品は仲間の者又はその取引を見聞せる者に分かつたなければならぬといふ制度に似てゐる。

この後者の市賣制度をさらに詳細に文化十二年十二月に次ぎの如く規定してゐる。

「一筑前旅人積下り荷物賣捌方、仲間市場今般相改申候、就而は荷主中共熟談之上、下り荷年行事宛之送り狀ニ爲致、荷高扣へ置、一市毎ニ年行事立合、荷出入調べ可申候、且又仲間内々無據入用品注文致、先送り等爲致候ハ、是又送り狀年行事宛名にて誰方行卜認させ、年行事を判印いたし、注文主江相渡

可申、右仲間口錢之儀は平均壹俵ニ付銀三分宛、年行事受取可申事、尙市賣殘荷有之、相對ニ買取候ハ、是亦仲間口錢送荷可爲同様候

但し市賣荷物之儀入津順番ニいたし、尤積合有之節は、荷主隨引ニ爲致、順番極メ可申候、尙市立當日まで手本物切らせ申間敷事

筑前旅人積荷だけの取扱方を示してゐるのであるが、他國の商品も恐らくこれに準じたものであらう。荷物は組合の年行事を通じてすべて市賣される。但しある特定問屋の註文品は直接その問屋へ送られるが、送り狀は年行事宛とし、又その問屋は仲間口錢を支拂ふ義務がある。又市賣りの賣れ残り品は荷主と相對で買へるが、その場合には仲間口錢を支拂はなければならぬ。その但書に依つて見本賣であつたことが知られる。見本は市當日に始めて呈示されるのである。市は原則として年行事宛にて行なはれる。第二條はこれに關して規定してゐる。

「一市場之儀は年行事宅座鋪ヲ借り受可致、尤座料・茶代として壹人前壹匁宛差出し可申、晝飯壹人前五分ツ、之積り、且又禁酒の事、

但し其年行事之思わくニ而、宅御貸シ被成候事、御嫌ひ被成候敷、又ハ仲間立合最寄惡敷候ハ、

其年、一統相談之上、何方ニても最寄宜敷茶屋、年行事を借受、市立可致候、先當時差當り而は、

通三丁目壽の字方座鋪借可申候

一市場世話並荷物請取方、渡し方、帳合、筆墨紙一式、

市掛り之事、龜嶋町源兵衛相雇ひ、一ヶ年ニ給金拾五兩遣し、尙一市ニ付、日雇人足賃・筆墨紙代として

金壹兩ツ、遣シ可申候、尤不勤之事有之候ハ、何時ニても暇遣し、仲間存寄を以、雇ひ替可申事、

一右市場入用之儀、口錢六歩之内ニ而相賄ひ、殘金之儀は是まで保根屋助九郎殿方江銘、取替へ相濟シ候金

高へ割返し引取可申事、

右之通仲間一統寄合相談之上、取極メ候事故、銘、違背無之、爲其連印仍如件

第三條は市に關する一切の世話をする事務員雇入れに關し規定し、第四條は右市に關する一切の費用は組合收入の口錢六歩から支出することを規定したものである。さらさら組合口錢收入の餘剰金の處分について記し、

てゐるが、これについては少しく説明を要する。

文化七年年に何のためか明かでないが、組合は保根屋助九郎・下野屋新助といふ者から金五百兩を借金したのである。これをこの年、文化十二年の七月に仲間高割で返済したのであつた。その記録には次ぎの如く記してゐる。

「一覺

一去ル六ヶ年以前年年中、保根屋助九郎殿・下野屋新助殿兩人ハ仲間江借用いたし候金五百兩、申年六月以來、仲間中荷高割合を以、銘、出金返済ニおよび、申六月ハ當亥六月迄、右利息金百五拾兩壹分差加へ、都合金六百五拾兩壹分返済致し切、尤銘、平均荷高左之通

として、角谷善右衛門の五萬四千九百四拾六俵半、三河屋金右衛門の三萬三千七百五拾四俵半などを最高とし、内神屋宗吉の七百八拾三俵半を最低とし、合計三拾萬四千八百俵を二十九名に割り宛てゐる。前掲表文化十二年七月の欄に記した數字はその平均俵數である。

「右平均荷高割合を以、是迄追々出金返済いたし切候儀、相違無之、仍而印形致置候、以上」

と記してあるやうに、同年七月に仲間が出金して全部返済したのである。そこでその十二月の前掲規定には、口銭収入の残金はこれを「銘々取替へ相済し候金高へ割返す」としたのである。

以上に依つてみても、瀬戸物問屋仲間の組合としての活動は、単に仲間の共通の利害を擁護するといふだけではなく、組合自體が一種の取引的役割を演じてゐてこゝとは注意すべき點であらう。従つて仲間相互の經濟的紐帶も比較的密接なものがあつたと考へられる。このことは文政二卯年の次ぎの如き事件に依つても推測され得る。先づ記録を紹介して置かう。

「一坂本屋平八、菱屋鐵三郎、伊勢屋宇兵衛、今利屋喜兵衛、松本屋喜兵衛、荒物屋甚兵衛、右六人筋違之儀有之、從

尾州様御産物御差留ニ相成、所持之荷物仲間一統江引取、夫々引渡入札を以、賣捌候代金賣損之分、仲間割合を以、出金致し候、甲乙之割合左之通、追而積金之内ニ而引取可申管」

と記し、角善・住平・中藤・三金の四名が五兩宛、内清・柏庄・西勘の三名が四兩宛、玉宇が三兩貳分、川源・豊

鐵・桑市の三名が三兩宛、今利・今加が二兩宛、大文治・松長が二兩宛、河利・長吉・千代安・三庄・伏九の五名が壹兩二分宛出金してゐる。

この記録は多くの點において興味がある。この筋違なるものが如何なる不法行爲であつたか不明であるが、前記六名のうち、坂本屋平八の名はすでに文化十二年(四年前)の記録のうちにはその名がない。このことは何かこの事件に關係があるのかも知れない。前掲表中の△印はこの事件關係者を示す。又今利屋喜兵衛、荒物屋甚兵衛の名は初出である。今利屋喜兵衛の喜が嘉の誤りでないことは、今嘉の名が出金者中にあるから明かである。同一屋號の今利屋五郎兵衛の名が文化十二年十二月の記録にすでに消えてゐるが、これと關係あるものかも知れない。もしこれを新加入者とすれば、荒物屋甚兵衛を加ゐて文化七年以後十年間の新加入者は五名となる。

次に前掲の諸記録においては、市賣りに際し、特別の取計ひを受けてゐたものは、紀州藩關係のものだけであつたが、この文政二年の記録に従ふと尾州藩も何らか別途の方法で取引をしてゐたやうに思はれる。紀州においては支藩の田邊・新宮等に瀬戸物座があつたといふこ

とであるから(竹越與三郎「日本經濟史」第五卷四四七頁)、それらとの關係もあり、別個の市立が行なはれたのであらう。尾州藩が陶磁器製造を保護したことは甚だ有名である。

「磁器は民吉(加藤氏)之を瀬戸に始めてより、漸次諸村に及ぼし、其術を受けて業を繼ぐもの多し。是より先尾州家の物業を保護すること頗る篤く、瀬戸、赤津、品野三村の窯場又は製造場は概ね無役免許の地となし、製品を悉く御用品として、堀川の御藏に納めしめ、藏元と稱するものを選び、之に賣買の事を委ねたり。其後繁數増加せしを以て、三箇村に於て二百を制限とし、瀬戸に役所を置き、藏所と稱して、茲に製品を買上げ、此所より望の者に拂下げたりき。」(名古屋市編「名古屋史要」一三九―四〇頁)。

瀬戸に藏所を置いたのは享和二年である。この尾州藩の極端な制統經濟的政策がよかつたか悪かつたかは暫く別問題として、かうした藩の販賣政策と消費地たる江戸の間屋との關係は恐らく何らか特殊の契約があつたものと考へられる。大體藏元制度を採用したのであるから、前記六名の者は御藏會所の江戸出張所、即ち尾州物産賣

捌所と特殊の關係あつた者達であらう。今それらについて深く追及する資料をもたないから、暫くこれを他日に留保する。又尾州産商品に對し如何なる市賣制度があつても不明である。

これら不正行爲のあつた六名に對し組合として如何なる處分に出たかも不明であるが、それらの行爲から生じた損害の賠償を組合員全體が分擔したことは、特に注意すべき點であらう。「尾州様御産物御差留ニ相成」といふ文言はその意が明瞭ではないが、恐らく前記六名の者に對しその販賣を禁止したのであらう。そこでそれの者の所有尾州品を仲間一統で引取り、競賣に附したところ、尾州藩に支拂ふべき金額に對し、なほ六拾一兩の不足を生じたので、これを仲間一同に割付けたのであらう。「追而積金之内ニ而引取可申管」とあるのは、前述の組合口銭を積立てたものか、又は別途積立金があるのかが明かでないが、何れにしても組合負擔とし、組合員個々には少しも損害を掛けさせなかつたのである。

以上の記録は何れも慶應義塾圖書館所藏の瀬戸物問屋年行事仲間「定法帳」記載のものである。大判表紙共三十一枚で文化七年九月を以つて始まる。瀬戸物問屋仲間

の全體の記録・規約等が明かでないから、その全貌を明かにすることが出来ず、甚だ遺憾ではあるが、同仲間組合の商業的特質はほぼこれを窺知することが出来よう。勿論比較的な問題ではあるが、他の江戸における仲間組合に比して、組合員の経済的協力が強い方であるといふことが出来よう。

(昭和二十二年七月九日稿)

高橋幸八郎氏著「近代社會成立史論」

宇尾野久

高橋幸八郎氏の近著「近代社會成立史論—歐洲經濟研究史」(日本評論社版)に接して得た感想を私は同書の編別に従つて書き綴る。先づ「序言」「方法的」立場について「」から。

著者高橋氏が、史料の重要性を正當に評價しつつもいわゆる「史料の奴隷」として實證主義、客觀主義の框内に踞踏することを峻拒せらるるのわ全く正しい。史學を決して史料學そのものでわない。(ラムブレートの見解—歴史研究と歴史記述との峻別—參照)史學の發展は正にその遺産の正統な「科學的」な開拓者によつてのみ前進せしめられる。一とこのサヴェーント史學がボクロウスキーによつて偏向せしめられたのわまさにかかる史學の狹隘化にあつた。レーニンが「吾々如何なる遺産を拒否するか?」(一九四五年レーニン著「グラーフ」の小子の中で次のやうにのべてある。「啓蒙者わ、たとへ彼に固有な矛盾をみとめなくとも、」一定の社會的發展を信ずる。ナロー・ドニキわ、彼が、すでにその矛盾を認めても、一定の社會的發展から尻込みをする」と。著者わすでにヨーロッパ史學の遺産

近代社會成立史論

を繼承されるに當つて發展さるべき矛盾「發展わ對立物の「闘争」である。レーニン全集十三卷三〇一頁」が自己の遺産の中に存在すること更にその遺産の矛盾の發展から尻込みしてわならぬことを最初に明示せねばならぬ。

著者わマルク・プロッホのいわゆる「歴史を逆に讀む」逆行的方法(méthode rétrograde)を歴史學の論理水準の高揚として居られる。(序言八頁)私わかつてプロッホのこの箇所につき當つた際にマルクスの次の言葉を思ひ出して今更乍らマルクスの偉大さをしのんだ。「人間の解剖は猿の解剖に對する鍵である」(經濟學批判)と。又これと同様に前掲のマルクスの經濟的範疇についての理解の方法もこのことをうら付けるものである。そしてこの事が妥當性をもつてわ人間社會のフォルマツイオンが前進的な系列を成してゐることに由來する。(ヴェー・ザスリッテ宛の手紙)

著者わ更に東洋世界、アジアの歴史的生產社會の「つたる日本」の封建構成に對して、「恐らく純粹に封建的なものではない」(序言一四頁)と言つて居られるが、封建社會の申し子のやうに考へられてゐたゲルマン封建社會についてのトムソン教授の指摘(J. W. Thompson, Feudal Germany, p. 292)又はジョージ・バートン・アダムスがエンサイクロペディア・ブリタニカ十一版で封建制度を「様に典型的に解すべからざる點

四七

(三五三)